

犬山市感震ブレーカー設置費補助金 申請フロー

※ご注意ください。年度内の購入・設置後の申請です。

令和6年度の補助受付期間は令和6年4月1日（月）から令和7年3月31日（月）まで

①設置予定の感震ブレーカーが、補助対象製品か確認する。

補助は、「一般社団法人日本配線システム工業会」または「一般社団法人日本消防設備安全センター」の認証を有するものが対象です。

また、内閣府の「感震ブレーカー等の性能評価ガイドライン」で定める性能評価と同等の機能を有するものも対象となります。



（※別紙 Q&A もご確認ください。）

②補助対象製品を購入する・設置する。

補助は、感震ブレーカーの「購入費」と「設置費」が対象です。

申請には、領収書またはレシートが必要です。必ず、製品名等が確認できる内容の記載があるか確認してください。

設置費は、業者等に依頼した場合に必要な費用で、申請者自身で取り付けた場合は、対象となりません。

また、設置後には、設置した状況が確認できる写真を撮っておいてください。



③補助申請書を提出する。

申請窓口は、市役所防災交通課のみです。申請の際には、振込先金融機関への口座等が確認できる申請を持参してください。

添付書類

- ・設置した感震ブレーカーの種類、金額（購入費・設置費）が分かる領収書等の写し
- ・設置した感震ブレーカーの設置状態を示す写真



④市から、決定通知書が送られてくる。その後、補助金入金を確認する。

補助金は決定通知書が届いた後、約1か月程度で入金予定です。

《設置に関する注意事項》

※感震ブレーカー等の設置状況によっては、各地の発表震度が設定作動震度より小さい場合でも作動したり、逆に大きい場合でも作動しなかったりする場合がありますので、感震ブレーカー等の設置の有無に関わらず、地震発生後に自宅から避難する際にはブレーカーを切るようにしてください。

※夜間等に大規模な地震が発生し、感震ブレーカー等が作動した場合、避難時の照明が確保できない可能性があります。対策として、停電時に作動する足元灯や懐中電灯などの照明器具を常備してください。

※設置方法や設置状況等に応じて、経年劣化等が生じるおそれがあるため、定期的な作動性能の確認や、必要に応じて部品等の交換が必要になります。

《参考》

補助対象となる製品に付される認証マーク

○一般社団法人日本配線システム工業会



○一般社団法人日本消防設備安全センター

